平成２２年（フ）第１２４６２号
東京都新宿区新宿６丁目15―15―501
債務者　齊藤　正隆
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４６４号
東京都目黒区鷹番１－８―17―202、住民票上の住所東京都世田谷区世田谷２丁目29―１―203
債務者　松本　敏和
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４６５号
千葉県松戸市常盤平４丁目15―Ｅ―59―201
債務者　渡部　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４６６号
東京都町田市忠生１丁目21―８―303
債務者　塙　　泰文
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２１号
岡山市北区富原526番地１　エトワール101松濤方、住民票上の前住所岡山県倉敷市玉島中央町１丁目10番10号　西川方
債務者　小西扶佐子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７３号
岡山市東区大多羅町106番地　Ａ－３号室、申立時の住所岡山市東区益野町278番地７　シティハウスマスノ102
債務者　金田ジョセリンこと　ＫＡＮＥＤＡ　ＪＯＣＥＬＹＮ　ＴＡＮ
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後４時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４１号
岡山市中区[illegible]東町１丁目６番24号
債務者　吉岡　真弓
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４６号
岡山市南区藤田647番地58
債務者　岩永　慎介
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４７号
岡山市南区藤田647番地58
債務者　岩永　有姫
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５４号
岡山市北区神田町１丁目11番14号
債務者　塩見　真美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５５号
岡山市北区神田町１丁目11番14号
債務者　塩見　絵里
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５７号
静岡県浜松市西区舞阪町浜田518　ヴァンエ　ソレイユ202号室、住民票上の住所静岡県静岡市駿河区敷地１丁目22番５－３Ａ号
債務者　西澤　早織
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
栃木県小山市駅南町５丁目18番12号
債務者　鈴木　良江（旧姓西木）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１２１０４号
神奈川県横浜市中区松影町１丁目４－９－703
債務者　天明　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３０１号
東京都江東区亀戸４丁目17―23―103
債務者　石井　信一
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３０６号
埼玉県所沢市上新井１丁目39―２―Ｄ―102
債務者　星野　里紗（旧姓結城）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部